

令和2年3月5日  
政策経営部企画課

## 江東区組織条例の一部改正について

### 1 改正の理由

福祉部の分掌事務を整理し、障害福祉部を新設するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

障害者施設の整備・改修等計画、指導検査体制の強化、及び障害者福祉のさらなる充実・推進を図るため、障害福祉部を新設する。

### 3 新旧対照表

次頁のとおり

### 4 施行期日

令和2年4月1日

江東区組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、江東区に次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p>福祉部</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>福祉部</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 障害者福祉に関すること。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>(略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、江東区に次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p>福祉部</p> <p><u>障害福祉部</u></p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>福祉部</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>障害福祉部</u></p> <p><u>1 障害者福祉に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>